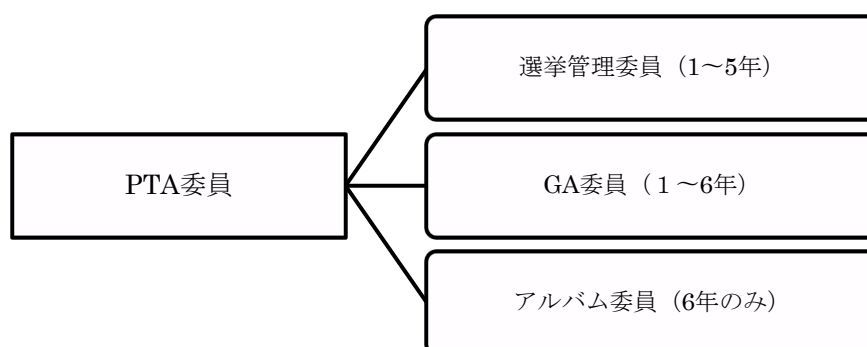


PTA 委員選出に関する細則

シンガポール日本人学校小学部
チャング校 P T A 選挙管理委員会

1. PTA 活動における各委員会を総称して PTA 委員会とする。PTA 委員会は、選挙管理委員会、GA 委員会、アルバム委員会から構成される。各委員会に所属する PTA 委員は、**1～5 学年より選挙管理委員を、1～6 学年より GA 委員を選出する**。委員長を含む選挙管理委員会と GA 委員会の総定数は、最大でその年度の全クラス数までとし、委員数は、その年度の児童数・クラス数に応じ、当該年度の PTA 四役が決定する。

6 学年においては、前年度に立候補と選挙によって委員を選出。学校に確認し正式クラス数が確定次第、それを定数としてアルバム委員を決定する。決定した委員が転出などにより欠員となった場合、選挙結果の順位上位の次点者がアルバム委員になる。



2. PTA 委員選出について

- ① 立候補できるのは1家庭1委員とする。
- ② 立候補を募る。立候補が出ない場合は**追って公募を行う**。
- ③ **再公募で立候補が出ない**場合は、全員対象で抽選を行う。

但し、下記の1、2に該当する者は抽選対象外とし、3に該当するものは、**全体の**抽選対象者が定数に満たなかった場合に抽選対象となる。

1【シンガポール日本人学校教職員関係者】：抽選対象外

2【今年度役員・委員・前年度小学部 PTA 役員・委員】：抽選対象外

- ・ 今年度小学部 PTA 役員・委員（既に決まっている場合）、中学部役員
- ・ 今年度小・中学部バス委員長・副委員長・バスオブザーバー・バス委員
- ・ 今年度日本人会社会貢献活動部委員
- ・ 前年度小学部 PTA 役員・委員（※総会まで任期の為）

3【過去役員・委員経験者】

- ・ 小学部役員・委員・バス委員経験者
- ・ 中学部四役及びバス委員長経験者
（※中学部役員・委員・バス委員経験者は抽選対象となる。）
- ・ 日本人会社会貢献活動部委員経験者

- ④ アルバム委員に限り、上記①～③項目は適用せず、四役・委員長選挙の選出方法、免除規定に沿って選出する。

***PTA 委員選出に関しては、四役・委員長選挙の細則の免除規定は適用されない。**

***抽選になった時、細則で規定されている抽選対象外にならない者が免除を希望する場合、四役・選挙管理委員会**の了解を得なければならない。

3. PTA 委員選出時には、**全対象者より**次点者を選び、1 から順位をつける。

次点者の人数は、その年度の PTA 委員の定数に応じて、四役及び選挙管理委員会が決定する。

次点者がなくなった場合は、**全体の** PTA 委員を中心に新たに次点者を決定する。

新たな次点選出の必要性は、時期・状況により四役及び選挙管理委員会が判断する。

いずれの場合も、PTA 委員が選挙管理委員会に届け出る。

4. 委員の任期は PTA 規約に基づき 4 月の PTA 委員選出時から次年度の総会までとする。

新委員の役職が決まってから総会までは、引継ぎ期間であり、次年度総会の出席をもって引継ぎ完了とする。

但し、四役・委員長選挙の免除に関わる任期の満了は、その年度最後の役員会までとする。

5. 任期途中で PTA 委員を辞退する者は、すみやかに所属委員長・選挙管理委員長に報告し、補充の必要があれば選管委員会が次点者に連絡する。

次点者から補充された委員の任期は前任者の残任とし、委員を経験したと認め、活動する年度を含め 3 年免除とする。

但し、補充された委員が次年度の役員である場合については、委員経験を認めるかどうか時期・状況を見て四役・選挙管理委員会で判断する。

年度途中の委員の交代は、関係する委員会および四役で、その時期により必要に応じて検討する。

6. 次点者について

①次点者は、いっさい拘束されない。今年度・次年度の役員・委員を引き受ける事ができ立候補もできる。

但し、当該年度の日本人会社会貢献活動部及び同部次点への立候補はできない。

②次年度の小・中学校四役・委員長選挙にも立候補できる。次年度の役員に選出されたとしても、次点は辞退できない。また次点が繰り上がり、PTA 委員に就いた場合の委員経験を認めるかどうかは時期・状況により四役と関係する委員会及び選挙管理委員会で判断する。

③次点者が次点を辞退する際選管委員会を通し、次点者に繰り上がりの連絡をしてもらう。

④補充で委員になった次点者は、前委員の所属委員会に所属する。

7. PTA 委員選出に関する細則の改定は、役員会の承認を得るものとする。

8. PTA 委員選出に関する細則は、令和 4 年度選出より施行する。

9. PTA 委員選出において問題が生じた場合は、選挙管理委員会に一任する。

平成 15 年 2 月制定
平成 15 年度 施行

平成15年	6月改訂	(規約の改訂に伴う名称変更)
平成16年	2月改訂	
平成17年	3月改訂	
平成18年	3月改訂	
平成20年	12月改訂	
平成21年	7月改訂	
平成23年	7月改訂	
平成24年	7月改訂	
平成24年	9月改訂	
平成25年	1月改訂	
平成26年	12月改訂	
平成27年	4月改訂	
平成27年	7月改訂	
平成27年	12月改訂	
平成28年	12月改訂	
平成29年	9月改訂	
平成30年	9月改訂	
平成31年	3月改訂	
令和2年	12月改訂	
令和4年	3月改定	